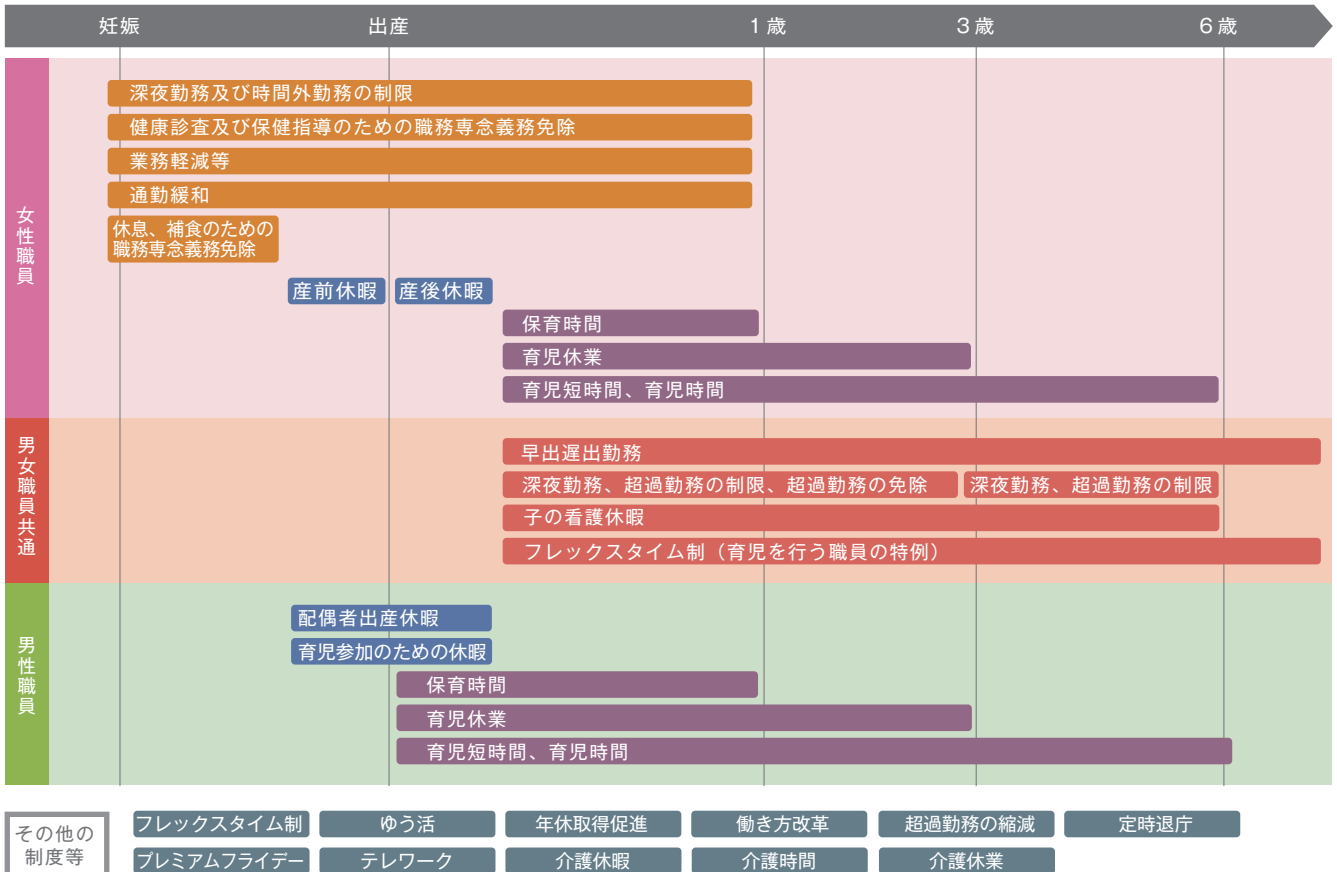


医系技官のワークライフバランス

厚生労働省は、「厚生労働省における女性の活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定して、全ての職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現が不可欠である。』との認識のもと、全ての職員のワークライフバランスの推進に取り組んでいます。

ワークライフバランス推進のための制度（育児に関する制度を中心に）



※詳しくは、厚生労働省ホームページ「仕事と家庭の両立支援制度」（<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ryouritsu/index.html>）をご参照ください。

育児休業を取得して

- 育児休業
- 配偶者出産休暇
- 育児参加のための休暇

総務省消防庁救急企画室救急専門官
小塩 真史
 OJIO Masafumi



働き方はますます多様に

- テレワーク
- マンスリー休暇
- 育児休業

大臣官房厚生科学課
 医療イノベーション推進室長
井口 豪
 INOKUCHI Tsuyoshi



3年間務めた部署を異動するタイミングで3か月の育児休業を取得しました。もともと子育てを楽しみにしていたのですが、入省と第1子の出産時期が重なり、十分に関わることができないまま時間が過ぎてしまいました。男性も育児をとと言われて久しい気がしますが、実際に長期間の休業を認めてもらえる制度は貴重です。これを機に、平時もWLBを意識して、夫婦で子育てをしていきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、奇しくも霞が関に本格的なテレワーク体制の整備をもたらしました。また、省内の会議はもちろん、審議会・検討会等も大半がリモートで行われています。これらの潮流は、仕事の意識を「いつ・どこで働くか」から「働いた結果何を生み出すか」に変え、働き方の多様性をますます広げています。厚生労働省なら、あなたにあった働き方がきっと見つかりますよ。